

令和2年度 社会福祉法人守山市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

私たちが暮らす地域社会は、急速な少子高齢化の進行、世帯規模の縮小による家族機能の低下、地域での支えあい意識の希薄化など、暮らしの基盤が揺らいでいます。そのことと相まって、社会的孤立、経済的困窮、日常的な買い物や家事、外出等の困りごとの問題など、多様な生活・福祉課題が顕在化してきています。一方、国においては、平成28年7月より「我が事・丸ごとの地域づくり」が進められ、住民が主体的に地域課題の解決を試みることができる体制づくりの支援や、複雑化する課題に的確に対応するため包括的総合的な相談支援体制の構築が進められています。

そのような中、住民主体による福祉のまちづくりを標榜し活動してきた社会福祉協議会の果たすべき役割はますます大きく、重要となっています。

これまで、守山市社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、平成28年に「みんなが主役つながる 支えあう福祉のまちづくり」を基本理念とする、第3次守山市地域福祉活動計画を策定し、学区社会福祉協議会を基盤として、活動の交流・協議の場づくりを推進し、暮らしにくさを抱える方々を中心とした身近な地域での支えあい活動を促進してきました。

第3次地域福祉活動計画は、最終年となることから、総括を行うとともに、国等の新たな動きも踏まえ、住民、福祉関係団体、福祉施設、関係機関の連携のもと、第4次地域福祉活動計画の策定を行います。

また、昨年度に引き続き、組織体制や職員の処遇、また事業の見直しを行い、守山市社会福祉協議会が地域や利用者から信頼され、安心して相談やサービスを受けていただくことができるよう、次の重点事項を定め、効率的効果的に取り組んで参ります。

II 重点事項

【1】地域福祉部

(1) 第4次地域福祉活動計画の策定

令和元年度に実施しました「学区懇談会」「自治会アンケート」「若者へのヒアリング」等の結果を踏まえ、地域福祉関係者で構成する「地域福祉活動推進委員会」で計画内容について検討・協議を進めます。策定にあたっては、地域福祉の基本計画となる「第4期守山市地域福祉計画」を策定される守山市と協働・連携していきます。

(2) 地域力強化推進事業(仮称)の実施

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、福祉課題の早期発見と課題解決の仕組みづくりを進めます。そのため、生活支援体制整備事業と連携しながら、総合的に事業を推進する総括コーディネーターを配置し、「生活支援ボランティア養成」や「地域福祉フォーラム」等の実施を行います。

(3) 地域ぐるみの見守り支えあい体制づくりの推進

災害時要援護者登録制度に端を発する見守り支えあい活動は年々活動が拡大しており、より身近な地域において、民生委員児童委員、自治会役員、老人クラブや赤十字奉仕団など多様な関係者が輪になって見守る体制作りの重要性が認知されてきました。

こうした活動が組織的に持続できるよう、地域における課題や解決策を協議する、「自治会健康福祉部会」の機能充実を一体的にすすめ、地域ぐるみの見守り支えあい体制を構築できるよう支援します。

(4) 災害ボランティア体制の充実

地震や風水害などの大規模災害が発生した場合に災害ボランティアセンターを円滑に運営し、被災者支援活動を適切に行えるようにします。そのために、令和元年度に養成した「災害ボランティアコーディネーター」の研修や情報交換会の開催、地震災害総合訓練への参加を進めるとともに、災害対応に関わる団体・機関等とのネットワーク会議を開催し、顔の見える関係づくりを進めます。

(5) 社協の見える化の推進

ひとりでも多くの方が地域福祉活動に参画し、住民主体の福祉のまちづくりが進むよう、社会福祉協議会や地域福祉活動への理解を高めるよう、「見える化」を推進します。

社協だよりにおいては、市民に伝わる記事づくり写真掲載に努めるなど工夫を行うとともに、福祉活動への参加のきっかけづくりとして「社協ほっとホット大賞」を充実します。

また、フェイスブックを活用し、情報発信だけでなく、会費等の募集や活動への参加申し込みなど、双方向の関係づくりに努めます。

【2】 介護事業部

1 介護事業部職員の雇用管理の改善

働き方改革を推進するための関連法律の施行に伴い、職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、職員が積極的にキャリア形成を行うことができる労働環境を整備します。また、同一労働同一賃金制度の導入により、仕事ぶりや能力を適正に評価し、意欲をもって働くようにするためにキャリアパス制度の導入をすすめます。

2 各介護事業の事業計画

(1) 通所介護事業

- 今後の介護保険サービスは、介護度の低い利用者は総合事業へ移行される可能性があり、運営上さらに重度要介護者の利用を促進する必要があります。これに対応するため、市内の居宅介護支援事業所に対して事業所に当事業所の特色を案内するとともに、介護事業部のケアマネジャーに常に利用空き状況を伝え、また、個別機能訓練などの特色の理解を促してまいります。
- 質の高いサービス提供が可能となるよう、職員に研修参加の機会を増やすことや施設のアメニティを充実させます。

(2) 認知症通所介護事業

- 現在実施しております口腔ケアをより安全、適切に継続するため、在宅歯科医療連携室と連携することや歯科衛生士による研修などを実施し、職員の知識向上を図ります。

- ・訪問により家庭での様子や困りごとなどの情報を共有し、サービス提供することや家族交流会を開催し、家族支援の強化を図ります。

(3) 居宅介護支援事業所

- ・次世代の職員体制を整えるため、中堅となる職員を採用し事業継続を円滑に行うことや新規依頼がスムースに受けられるようにしてまいります。
- ・介護事業部の営業部門的な役割を果たせるよう、各事業所と情報交換を行うことにより、特色などを共有しながら地域や利用者にアピールしていきます。

(4) 訪問介護事業所

- ・職員の希望や事業所の方針に添った個人研修計画を充実させることにより、特定事業所の要件を維持してまいります。また、経験が少ない職員の育成を強化するため、外部の初級・中級職員研修に積極的に参加させることなどに重点をおきます。
- ・変形労働時間制での勤務を継続し、訪問介護と障害福祉サービスをバランス良く提供できるように職員体制を構築し、急な内容の変更や訪問要請に対応していきます。

(5) 訪問看護事業所

- ・終末期看護や認知症看護の継続と強化を図るため、全ての職員がベテラン職員との同行訪問や病院での実習等で経験を重ね、利用者が自宅で穏やかに過ごせるよう支援してまいります。
- ・精神疾患のある利用者の受け入れをすすめるため、精神科看護実践者研修を受講し、地域や医療機関と連携を密にしながら精神科看護の実施をすすめます。また、医療保険対象利用者を増やすため、病院の地域連携室へ難病患者等の受け入れ実績を伝え、紹介が得られるようにしてまいります。

III 事業別計画

1 法人の運営

住民からの信頼と理解を得られるよう、法人の運営状況について、より一層透明性を確保し、および住民への情報公開を積極的に行います。また、住民や施設・団体・事業所等の地域福祉活動への参加促進をはかるため、職員の資質を高め、広報啓発活動を充実します。

(1) 役員等による運営体制

- ア 役員会等の開催
- イ 経営会議、管理者会議の開催
- ウ 監事監査の実施
- エ 第三者委員会の開催
- オ 役員等研修会の実施

(2) 運営管理

- ア アドバイザー（税理士・社会保険労務士）の配置
- イ 産業医の配置（介護事業部）
- ウ 会用車、活動備品、事務機器、ソフト・システムの整備・保守・会計サーバーの更新

- エ 職員研修の実施（階層別研修、課題別各種研修への参加、全体研修）
- オ 事務局会議、調整会議の開催
- カ 行政との情報交換会の開催

(3) 広報啓発活動の推進

- ア 社協だよりの発行（年4回発行：7月、10月、1月、4月）
- イ 社協ほっとホット福祉大賞（川柳と写真の募集）
- ウ ホームページの即時更新
- エ フェイスブックの活用によるリアルタイムの情報発信
- オ 職員出前講座の実施
- カ インターネットを活用して会費や募金ができるしくみの構築

(4) 表彰・顕彰

- ア 社会福祉事業功労者等表彰式の開催
(社会福祉功労、育成功労、感謝、ほっとホット福祉大賞入賞者)

(5) 会員（会費）の募集

- ア 一般会員加入依頼（1世帯200円・5月に自治会を通じて依頼）
- イ 賛助会員加入依頼（個人・一口1,000円・9月に自治会を通じて依頼）
- ウ 特別賛助会員加入依頼（事業所・一口5,000円・7月に依頼）
- エ 施設および団体会員加入依頼（一口1,000円・7月に依頼）

(6) 財源確保の取り組み

- ア 会員募集カラーチラシの全戸配布と啓発
- イ 社協だより広告募集（会員加入依頼時にチラシを同封）
- ウ 事務改善・業務改善の徹底

2 小地域福祉活動の推進

「みんなが主役 つながる 支えあう 福祉のまちづくり」をめざして、学区社協や自治会、また民生委員・児童委員等との連携を深め、地域ぐるみによる見守り・支えあい体制の構築を意識した、小地域福祉活動を推進します。

(1) 学区社協との連携強化

- ア 学区担当職員の配置（正規職員）
- イ 学区社協連絡会議の開催（年1回）
- ウ 地区会館福祉コーディネーター連絡会議の開催（隔月）
- エ 学区社協理事との懇談会開催

(2) 学区社会福祉協議会への助成

- ア 学区社協課題解決助成金（5万円×7学区）
- イ 学区社協歳末事業助成金（5万円×7学区）
- ウ 見守り支えあい活動への助成（訪問1人あたり年額最大1,200円を助成）
- エ 小地域福祉活動推進事業費（10万円+1万円×自治会数）
- オ 学区地域福祉活動計画推進費（90円×一般会費納入世帯数+納入賛助会費の半額）

- カ 福祉協力員活動費助成(協力員一人あたり 5,000 円)
- キ 学区すこやかサロン事業への助成(食事有兼体操有 1 回あたり 1.1 万円)
- ク 学区在宅介護者のつどいへの助成(1 万円+参加者×1,000 円)
- ケ ひとり暮らし高齢者などふれあいお楽しみ会への助成(2 万円+参加者数×1,500 円)
- コ サロンボランティア活動講座への助成(1 開催 1 万円)
- サ 若者の出番づくり活動への助成(学区社協と自治会が対象、1 件 3 万円:総額 453 千円)

(3) 自治会福祉活動への支援

- ア 自治会健康福祉部会活動強化活動促進助成(条件により最大 3 万円:総額 80 万円)
- イ 自治会在宅介護者のつどいへの助成(5,000 円+参加者数×1,000 円/回、年 2 回まで)
- ウ 自治会子育てサロンへの助成(月あたり 2,500 円、参加者数による加算最大 3 万円)
- エ 見守り支えあい活動への助成(再)
- オ 若者の出番づくり活動への助成(再)
- カ 自治会すこやかサロンへの助成(1 自治会 11,000 円を限度/月:総額 132,000 円・年、食事付 1 万円、食事無 4,500 円、体操 1,000 円加算)

(4) 地域福祉推進員の活動推進

- ア 地域福祉推進員連絡会議の開催(月 1 回)
- イ 第 3 次守山市地域福祉活動計画の進捗管理
- ウ 学区地域福祉活動計画の推進

(5) 福祉協力員の活動推進

- ア 委嘱状交付、全員研修会の実施
- イ 各学区福祉協力員代表者会議の開催
- ウ 福祉協力員活動費助成

(6) 小地域見守り支えあい支えあい活動の推進

- ア 緊急医療情報配備事業(暮らしの安心メモ・命のバトンの配付)の推進
- イ ひとり暮らし高齢者への年賀状の送付
- ウ 寝たきりの高齢者への歳末ふとん丸洗いサービスの実施(一部負担有り)

(7) 地域福祉フォーラムの開催

- ア 企画・運営会議の開催
- イ 表彰(再)、講演会の実施
- ウ 福祉活動等の展示ほか
- エ 障害福祉関係者で開催する「ふれあいフェア」との一体的開催

(8) イベント機器、レクリエーション機材等の貸出事業

- ア 地域住民による主体的な活動の支援
- イ 本会活動の理解促進

(9) 第 4 次守山市地域福祉活動計画の策定

- ア 守山市地域福祉活動推進委員会の開催
- イ 福祉関係機関会議の開催

- ウ 活動計画冊子の作成
- エ パブリックコメントの実施

(10) 地域力強化推進事業の実施（市受託）

- ア 総括コーディネーターの配置 [新規]
- イ 生活支援ボランティアの養成 [新規]
- ウ 地域福祉フォーラムの開催（再）
- エ 自治会健康福祉部会の設置・充実に向けた支援（再）
- オ 福祉施設連絡会（仮称）の開催
- カ 市内事業所との見守り支えあい協定の締結 [新規]

(11) 生活支援体制整備事業の推進（市受託）

- ア 第1層(市域)生活支援コーディネーターの配置(市社協職員)
- イ 第2層(学区)生活支援コーディネーターの配置(地域福祉推進員)
- ウ 第2層に話しあいの場(協議体)の運営支援と地域に応じた地域づくりの推進

3 ボランティア活動の推進

住民主体の福祉活動を推進するため、ボランティア活動の普及啓発、情報提供をはじめ活動機会の充実に努めるとともに、地域の課題を受け止め解決するために、暮らしを見守るボランティアの育成・組織化につとめます。

(1) ボランティアセンターの運営

- ア ボランティアコーディネーターの配置
- イ ボランティア活動の相談・調整・紹介
- ウ ボランティア活動に関する講座・研修会の開催
- エ ボランティア活動に関する情報の提供（社協だより・ホームページ）
- オ ボランティア活動保険、行事用保険等の加入受付
- カ ボランティアグループの活動支援（登録グループへの助成、ボランティア連絡協議会との連携、各種助成制度の案内）
- キ 福祉教育への支援、用具の貸し出し
- ク 学区や地域のボランティア活動との連携・協力

(2) 災害ボランティア体制の充実

- ア 災ボラ！カフェの開催
- イ 災害ボランティアセンター運営ネットワーク会議の開催

(3) ボランティア活動に関する事業の実施

- ア 市広報点字版発行事業の実施
- イ お話し相手ボランティア派遣事業の実施
- ウ 福祉有償運送事業の実施
- エ 回想法ボランティア派遣事業の実施
- オ いきがい活動ポイント事業の実施
- カ いきいき活動応援事業の実施

(4) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施

- ア アドバイザーの配置
- イ 会員の募集、登録
- ウ 会員の相互援助活動の調整
- エ 講習会、交流会の実施

(5) その他のボランティア活動等の推進

- ア ひきこもり支援事業の実施
- イ こども食堂実践者交流研修
- ウ お出かけ応援事業（福祉車両の貸し出し）の実施

4 相談・支援事業の実施

地域住民の暮らしの心配ごとや困りごとをまるごと受けとめ、寄り添いながら、市社協が持つ、ボランティアセンターや善意銀行などあらゆる機能を活用し、関係機関と連携しながら、課題解決に向けた支援を行います。

(1) 市社協職員による心配ごと相談の実施

(2) 地域福祉権利擁護事業の実施

- ア 自立生活支援専門員の配置（市社協職員）
- イ 生活支援員の配置による支援活動の展開

(3) 生活困窮世帯への相談・支援の実施（食糧等の支援・緊急一時生活資金の貸付・貸付金滞納整理）

(4) 家計改善支援事業の実施（市受託）

(5) 生活福祉資金の貸付相談

5 善意銀行運営事業

市内外の皆さんから、善意の寄附（金銭、物品）を受け、寄附者の意向に沿いながら、これを効果的に活用することで、地域福祉の推進をはかります。

- ア 火災等に見舞われた世帯へ災害見舞金の贈呈
- イ 児童養護施設「守山学園」の園生に小学校入学祝品および学園退園者に祝品贈呈
- ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）に滋賀県代表として出場する高齢者へ激励金贈呈
- エ 民生委員児童委員が行う生活困窮者一時資金貸付への原資の支援（再掲）
- オ 生活困窮者への食料品（米、その他）の支援（再掲）
- カ 社協が行う地域福祉活動への助成
 - ・社協だよりの発行経費（善意銀行だより掲載、ボランティアによる配付経費他）
 - ・学区社会福祉協議会活動への助成
- キ 寄附者の指定する事業や施設等に寄附金品を贈呈（指定寄附）

6 基金運営事業

各基金を確実・安全な方法により管理・運用し、地域福祉活動に活用します。

- (1) 福祉基金
- (2) ボランティア基金
- (3) 中村一彦・鈴子ほたるの子基金

7 介護等各事業

(1) 通所介護事業（石田デイサービスセンター）

- ア 適切なケアが提供できるよう研修機会を増やし、資質向上を図る。
- イ 職員の高齢化に対応するため、業務分担の見直しや新たな職員体制の構築を検討する。

(2) 認知症対応型通所介護事業（デイサービスひだまり）

- ア 定期的な会議を開催し、利用者の状態確認や対応の統一を図り、サービス向上を目指す。
- イ ネットワークを活用し、作業療法的な活動など利用者に合った活動を実施する。

(3) 居宅介護支援事業

- ア 地域の他職種や関係機関との連携を強化し、ケアマネジメント力を向上させる。
- イ 将来の職員体制を整えるため、指導方法を検討しながら職員の育成を行う。

(4) 訪問介護事業

- ア サービス提供時間の設定や時間外勤務の減少のため、変形労働時間制を継続する。
- イ 次世代の職員体制確立のため、若い世代の職員育成や採用を検討する。

(5) 障害者自立支援事業

- ア 同行援助のためのガイドヘルパーの資格取得者を増やす。
- イ サービスのバランスを考慮し、長期に安定した支援を継続して提供する。

(6) 訪問看護事業

- ア 多様化している看護に対応できるよう知識や技術を得るために、研修に参加する。
- イ 医療機関との連携を密にし、利用者増加や職員の実習等の機会を得るようにする。

8 その他地域福祉を推進する活動

(1) 共同募金運動の推進(守山市共同募金委員会事務局として)

(2) 赤十字事業の推進(日本赤十字社守山市地区事務局として)

(3) 戦没者追悼事業への助成

(4) 社会福祉現場実習の受け入れ

(5) ペットボトルキャップ回収の推進